

障害福祉サービス・障害児通所支援の事業所向け | 事業所内研修用（年1回以上・新規採用時）

障害福祉の身体拘束適正化 研修スライド

2026年度版（2026年10月作成）

この資料の使い方

- 身体拘束等の適正化のための研修（年1回以上・新規採用時）でそのまま投影・配布できます。
- 内容：根拠省令と虐待防止法／介護保険との違い／該当する行為の例／3要件と手続き／記録と5年保存／委員会・指針・研修／減算10%・1%／同意書／児童分野の注意点
- P.11「自施設で確認すること」は研修後に管理者・サビ管・児発管・委員会で記入してください。
- P.12の確認テストは解答（P.13）を隠して配布し、P.14の参加記録欄とあわせて研修記録として保存してください。

発行：e介護With 編集部（sotte株式会社）

本資料は2026年10月時点の公開情報（指定障害福祉サービス基準・指定通所支援基準、障害者虐待防止法、厚生労働省・こども家庭庁の令和6年度報酬改定資料、厚生労働省障害保健福祉部の資料、自治体の通知・指摘事例集）をもとに作成しています。減算の届出様式・行政への相談方法は指定権者で異なります。実務では所管の最新案内をご確認ください。

研修のねらい | 何が身体拘束か・何を残すか・何が欠けると減算か

1

何が身体拘束に当たるかを説明できる
縛る・ミトン・つなぎ服・向精神薬の過剰投与・隔離に加え、「**支援者が自分の体で押さえつける**」も身体拘束。施錠や入口に立つ場面も本人が出られなければ隔離に当たり得る。

2

3要件と手続きを判断し、記録できる
切迫性・非代替性・一時性をすべて満たし、組織決定→**個別支援計画への記載**→本人・家族への説明→行政への相談・報告→記録。保存は5年間。

3

減算の4要件を知る
記録・委員会（年1回以上）・指針（7項目）・研修（年1回以上）のどれか1つでも欠けると、身体拘束の有無に関係なく減算。施設・居住系10%、訪問・通所系1%。

対象と位置づけ

- **対象**：生活介護・就労系・グループホーム・障害者支援施設・放デイ・児発の全職員（管理者・サビ管・児発管を含む）
- **頻度**：指針に基づく研修プログラムを定期的に（**年1回以上**）実施。**新規採用時には必ず**実施。実施内容を記録
- 虐待防止研修で身体拘束の適正化を扱えば、適正化研修を実施したとみなしてよい（研修記録に身体拘束の内容を扱ったことを明記）

進め方（順番）

順	内容	スライド
1	根拠省令と虐待防止法。介護保険との違い（頻度・減算率・保存年限）	P.3～P.4
2	該当する行為の例6つ。自事業所の「押さえる」「施錠」の場面を出し合う	P.5
3	3要件と手続き。架空事例で切迫性・非代替性・一時性を判定し、個別支援計画への記載を考える	P.6～P.7
4	委員会・指針・研修の義務と減算の要件。自事業所の指針と委員会の流れを確認	P.8～P.9
5	同意書の扱いと児童分野の注意点	P.10
6	自施設の点検、確認テスト5問と振り返り	P.11～P.13

障害福祉の身体拘束とは | 根拠省令と障害者虐待防止法

根拠＝指定障害福祉サービス基準 第35条の2

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）

第1項	「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行ってはならない」
第2項	記録（態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項）
第3項	委員会・指針・研修の措置

生活介護・就労系・共同生活援助・施設入所支援などの各サービスに準用。障害児通所支援は、児童福祉法に基づく指定通所支援の基準（平成24年厚生労働省令第15号）**第44条**が同じ内容を定めている。

障害者虐待防止法 第2条 | 虐待の定義と直接つながる

正当な理由なく障害者の身体を拘束することは、身体的虐待に含まれる（障害者虐待防止法第2条）。介護保険の高齢者虐待防止法には同じ文言がなく、ここは障害福祉に固有の点。

3要件を満たさない身体拘束は、基準違反であると同時に、通報義務の対象になる虐待。

虐待防止の3つの義務措置（委員会・研修・担当者）と通報の流れは、虐待防止研修とあわせて確認してください。障害児通所支援も、障害者虐待防止法の「障害者福祉施設従事者等による虐待」の対象です。

介護保険との違い | 枠組みは同じ、頻度と減算率と保存年限が違う

3要件・記録・委員会・指針・研修という枠組みは介護保険と共通。違うのは、委員会と研修の最低頻度、減算の率と対象、記録の保存年限。介護施設から障害福祉にきた管理者が間違えやすいところです。

項目	障害福祉サービス・障害児通所支援	介護保険（施設系・居住系）
根拠	指定障害福祉サービス基準第35条の2／指定通所支援基準第44条	各サービスの運営基準（特養は第11条第4～6項）
委員会の頻度	定期的（減算の要件は 1年に1回以上 ）	3か月に1回以上
研修の頻度	定期的（ 1年に1回以上 ）と新規採用時	定期的（年2回以上）と新規採用時
減算率	施設・居住系10％／訪問・通所系1％	施設系・居住系10％／短期入所系・多機能系1％
減算の対象外	計画相談・障害児相談・地域相談・自立生活援助・就労定着支援	訪問系・通所系・福祉用具・居宅介護支援（禁止と記録のみ義務）
記録の保存	サービスを提供した日から5年間	完結の日から2年間（自治体条例で5年の地域あり）
虐待との関係	障害者虐待防止法で正当な理由のない身体拘束は身体的虐待と明記	法律上の明記はなく、手引きで虐待防止と一体に扱う

研修で伝えること 「介護施設では3か月に1回・2年保存だった」という経験のまま運用すると、障害福祉では**保存年限（5年）**と**個別支援計画への記載（P.7）**が抜ける。

障害福祉で身体拘束に該当する行為の例 | 「誰のため・何のため」を自問する

厚生労働省の手引きが挙げる6つの例

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」。神奈川県障害者支援施設向け資料も同じ6例。

①	車いすやベッド等に縛り付ける
②	手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
③	行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
④	支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
⑤	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
⑥	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

障害福祉の特徴と、現場で起きやすい場面

「支援者が自分の体で押さえつける」が入っているのが障害福祉の特徴。強度行動障害のある方への支援では、他害や自傷を止めるために職員が体で押さえる場面が起こる。これは身体拘束。繰り返し起きているなら、3要件の判定と記録、個別支援計画への記載が必要。

- グループホームの夜間の玄関施錠、生活介護の作業室の出口の施錠
- 送迎車のチャイルドロック、放デイで部屋から出ないように職員が入口に立つ場面
- 本人が自分の意思で出られないなら、隔離に当たり得る。防犯や交通安全を目的にした施錠でも、本人が出たいときに職員がすぐ開けられる体制でなければ行動の制限になる

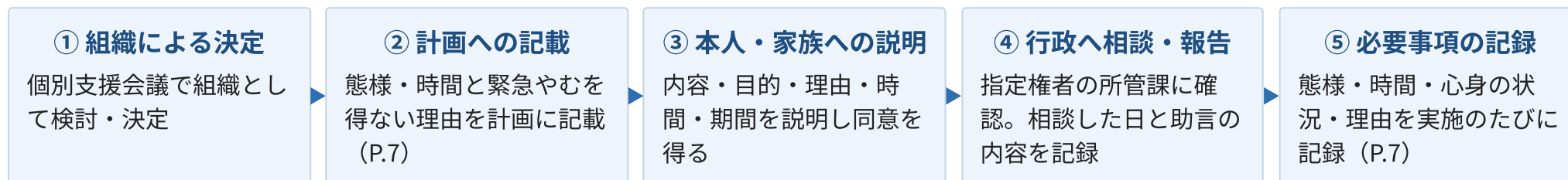
「誰のため」「何のため」を繰り返し自問することを、厚生労働省の資料も強調している。

3要件と手続き | 切迫性・非代替性・一時性と、障害福祉の手続き5点

要件	手引きの定義	確認する問い
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、 権利 が危険にさらされる可能性が著しく高いこと	放置すれば生命・身体・権利に重大な危険が差し迫っているか。根拠となる行動の記録はあるか
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと	環境調整、構造化、感覚刺激の調整、見守り体制、服薬の相談など、代替案を試したか。試した記録はあるか
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること	解除の条件と再評価の時期を決めているか。「落ち着くまで」ではなく期限があるか

障害福祉の手引きでは、切迫性の定義に「権利」が含まれる点が介護保険と少し違います。3要件を**すべて**満たす必要があり、満たしても手続きを省くことはできません。

厚生労働省の資料が示す手続き（仙台市の指摘事例集も組織決定・計画記載・説明・記録の4点を挙げる）



要件と手続きを踏めば何をしてもよいという「**免罪符**」にはならない（厚生労働省資料）。相談先や報告の方法・様式は自治体で扱いが異なる。

個別支援計画への記載と記録の残し方 | 省令の記録事項と5年間の保存

個別支援計画への記載（障害福祉に固有）

- やむを得ず身体拘束を行う場合は、**個別支援計画に身体拘束の態様・時間と緊急やむを得ない理由を記載する**
- 個別支援会議で組織として検討・決定し、サビ管・児発管が計画に反映する
- 計画に書くことで、本人・家族への説明と同意、モニタリングでの再評価が、通常の計画の流れに乗る

計画に記載がないまま現場の判断で身体拘束が続いている状態は、**運営指導で指摘される典型**。

省令の記録事項と保存

基準第35条の2第2項（通所支援基準第44条第2項も同じ）：「**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**その他必要な事項」。
保存は**サービスを提供した日から5年間**（基準第75条等）。介護保険の2年より長い。

記録	いつ	記載項目
個別支援会議の記録	開始を検討するとき・再評価のとき	日時・参加者／対象行動と危険の内容／3要件それぞれを満たすと判断した理由／検討した代替案と結果／態様・時間・期間（解除予定）／説明担当者
個別支援計画	開始前（計画の変更として）	身体拘束の態様・時間／緊急やむを得ない理由／解除に向けた支援目標とモニタリング時期／本人・家族の同意（署名）
実施記録	実施のたび	開始・終了時刻と態様／その際の心身の状況（表情・訴え・けがの有無）／緊急やむを得ない理由／対応した職員／解除後の様子
委員会への報告・議事録	発生ごとの報告、年1回以上の委員会	報告様式による発生報告／事例の集計・分析／適正化策とその効果の検証／従業者への周知の方法と日付
行政への相談記録	開始前後	相談日・相談先・助言内容・提出した書類

解釈通知は、従業者が身体拘束等の発生ごとに状況や背景を記録し、所定の様式で報告することを求めています。委員会はその事例を集計・分析し、適正化策を検討し、効果を検証します。記録は「縛った事実」を残すためではなく、「次に縛らない支援」を作るための材料です。

委員会（年1回以上）・指針（7項目）・研修（年1回以上）の義務

令和4年（2022年）4月1日から、委員会・指針・研修の3つの措置が義務化。減算の適用は1年の経過措置を経て令和5年（2023年）4月1日から。

措置	要件	実務のポイント
身体拘束等適正化委員会	幅広い職種で構成し、構成員の責務と役割分担を明確にする。専任の担当者を決める。解釈通知は少なくとも1年に1回の開催が望ましいとし、減算の要件も「 1年に1回以上の開催 」。結果を従業者に周知徹底する。テレビ電話装置等の活用可。第三者や専門家（精神科医・看護職員等）の活用が望ましい。虐待防止委員会と一体的に設置・運営できる。法人単位の設置も可	虐待防止委員会と合同開催が多い。合同の場合も議事録に身体拘束の議題を独立して残す。事例が発生したら臨時開催
指針	①基本的な考え方／②委員会など事業所内の組織／③職員研修の基本方針／④報告方法等の基本方針／⑤発生時の対応の基本方針／⑥利用者等への指針の閲覧の基本方針／⑦その他適正化の推進に必要な基本方針の 7項目	法人の虐待防止指針に身体拘束の章を設けてもよいが、7項目がそろっているか点検する。契約時に説明し、閲覧できる場所に置く
研修	指針に基づく研修プログラムを作成し、定期的に（ 年1回以上 ）実施する。新規採用時には必ず実施する。実施内容を記録する。虐待防止研修で身体拘束の適正化を扱えば、適正化研修を実施したとみなしてよい	年1回の研修に、自事業所の事例と記録の書き方を入れる。中途採用が多い事業所は動画と確認テストで新規採用時研修を確実にする

年1回は最低ライン。強度行動障害のある利用者が多い事業所や、身体拘束の事例が発生している事業所では、委員会を年2～4回に増やし、研修も複数回行うのが現実的。委員会の年間計画、研修の記録、指針の見直し履歴は、運営指導で最初に確認される書類。事例がない年も「実施事例なし」と確認したことを議事録に残す。

身体拘束廃止未実施減算 | 10%・1%の対象サービスと減算期間

減算の4要件（いずれか1つで減算）

1	身体拘束等を行った際に、態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録していない
2	身体拘束等適正化委員会を1年に1回以上開催していない（結果の周知を含む）
3	適正化のための指針を整備していない
4	適正化のための研修を1年に1回以上実施していない

身体拘束を実際に行ったかどうかは問わない。1件も身体拘束をしていない事業所でも、研修記録が残っていなければ減算。

減算の期間と手続き

- 事実が生じた月の翌月から、改善が認められた月まで。その間、利用者全員について所定単位数から減算
- 速やかに指定権者へ改善計画を提出し、事実が生じた月から3か月後に改善状況を報告。報告がない、または改善が不十分な場合は、改善が認められるまで減算が続く（複数の事由に該当しても減算を重ねて適用しない、と説明する自治体資料もある：枚方市）

減算率と対象サービス（令和6年4月から）

区分	減算率	対象サービス
施設・居住系	所定単位数の10%	障害者支援施設（施設入所支援と、障害者支援施設が行う各サービス）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
訪問・通所系	所定単位数の1%	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
対象外	—	計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援

平成30年度改定で導入された当初は1日につき5単位。令和6年度改定で施設・居住系は「5単位から所定単位数の10%に引き上げ」（厚生労働省資料）。

金額の例 定員10人のGHで1人1日600単位・1単位10円・月30日なら月の基本報酬は約180万円。10%減算が3か月続けば約54万円の減収。定員40人の生活介護（1%）で1人1日1,000単位・月22日なら月約880万円、3か月分の1%は約26万円。

同意書の扱いと、児童分野（放デイ・児発・障害児入所施設）の注意点

同意は3要件の代わりにならない

「保護者から同意書をもらっているから大丈夫」は通用しない。**同意は手続きの一部**であり、同意書があっても切迫性・非代替性・一時性のいずれかを欠けば、正当な理由のない身体拘束として虐待に当たり得る。介護保険の厚生労働省手引きも「家族の同意は、身体拘束を認める根拠にはならない」と明記しており、障害福祉でも同じ考え方で指導されている。

- 契約時の**包括的な同意だけで個別の身体拘束を正当化することはできない**。やむを得ず行うときは、そのたびに内容・目的・理由・時間・期間を説明し、個別支援計画の変更として同意を得る
- 説明した日時・説明者・説明を受けた人・本人の意思表示の様子を記録に残す。本人に意思決定の支援が必要な場合は、理解に合わせた説明の工夫（視覚的な資料、普段の支援者の同席など）を行い、その方法も記録
- 説明書（「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」）には、態様・時間・期間・理由・解除の条件・再評価の時期・相談窓口を記載し、本人・家族・説明者の署名欄を置くのが一般的。控えは個別支援計画と一緒に**5年間保存**

児童分野の注意点3つ（こども家庭庁の所管）

根拠は指定通所支援基準第44条で、内容は成人の基準と同じ。委員会・指針・研修の義務化（令和4年4月）と減算の適用（令和5年4月）も成人と同じ日程。減算率は通所支援1%、障害児入所施設10%。

- | | |
|---|---|
| 1 | 保護者への説明と同意が中心になるため、「 こども本人への説明 」が 抜けやすい 。年齢と理解に応じて本人にも説明し、その様子を記録する |
| 2 | 安全確保と身体拘束の線引き 。道路への飛び出しを止めるために手を引く、パニック時に危険物から離すなどは瞬間的な安全確保。一方、落ち着かせるために職員が体で押さえ続ける、部屋から出られないように入口をふさぐ行為が繰り返されているなら、身体拘束として3要件の判定・計画への記載・記録が必要 |
| 3 | 送迎車のチャイルドロックや教室の出口の施錠は、本人が自分の意思で出られない状態なら隔離に当たり得る。安全目的なら、 職員がすぐ開けられる体制と、その運用を指針に書く |

放デイ・児発では児発管が個別支援計画の作成責任者。身体拘束を行う場合の計画への記載、保護者への説明、モニタリングでの再評価は、児発管の業務として年間計画に組み込む。

自施設で確認すること | 研修後に管理者・サビ管・児発管・委員会で点検

運営指導で見られる書類 厚生労働省は令和8年（2026年）6月8日付で指導指針を改め、確認する項目と書類を「確認項目及び確認文書」として示した。身体拘束の体制は、指針、委員会の議事録と周知記録、研修の記録（日時・内容・受講者）、身体拘束の実施記録と個別支援計画をセットで見られる。虐待防止の体制（委員会・研修・担当者）と一体で点検されるのが通例。

	確認事項	確認日	担当
☐	指針を開き、 7項目 （考え方・組織・研修・報告・発生時対応・閲覧・その他）がそろっている		
☐	直近の委員会議事録と研修記録を確認し、 1年以内の開催・実施 と新規採用者の受講記録がある		
☐	現在行っている身体拘束（押さえる対応・施錠を含む）を一覧にし、 個別支援計画への記載と3要件の記録 がある		
☐	記録様式に「態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由」の欄があり、 5年間の保存ルール を決めている		
☐	契約時の包括同意だけで運用していない。個別の説明・同意の手順を指針と計画の流れに組み込んだ		
☐	行政（指定権者の所管課）への相談・報告の方法を確認し、相談した日と助言の内容を記録する運用がある		
☐	児童分野は、保護者への説明に加えてこども本人への説明と、安全確保と身体拘束の線引きを職員会議で確認した		
☐	減算に該当する事実が分かったときの手続き（改善計画の提出・体制届・3か月後の報告）を管理者が知っている		

対応が必要な項目・期限・担当：

確認テスト（5問） | 解答は次のページ。配布時はP.13を隠してください

氏名： _____ 実施日： _____ 年 月 日 得点： _____ /5

問1 障害福祉サービスで身体拘束等の禁止を定めている根拠はどれか

1. 指定障害福祉サービス基準第35条の2（障害児通所支援は指定通所支援基準第44条）
2. 労働基準法
3. 各事業所の就業規則

問2 障害者虐待防止法上、正当な理由なく障害者の身体を拘束する行為はどれに当たるか

1. 身体的虐待
2. 心理的虐待
3. 虐待には当たらない

問3 やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きとして、障害福祉に固有のものはどれか

1. 個別支援計画に態様・時間・理由を記載する
2. 職員の勤務表に記載する
3. 市町村への届出だけで足りる

問4 身体拘束廃止未実施減算について正しいものはどれか

1. 身体拘束を行った利用者の分だけ減算される
2. 委員会・指針・研修・記録のいずれかが欠ければ、身体拘束の有無を問わず利用者全員が減算される
3. 減算額は現在も1日5単位である

問5 保護者から身体拘束の同意書をもっている場合の扱いとして正しいものはどれか

1. 同意書があれば3要件の確認は不要である
2. 同意は手続きの一部であり、3要件を満たさなければ身体拘束は正当化されない
3. 契約時の包括同意があれば個別の説明は不要である

解答と解説

問	正答	解説
問1	1	基準省令が、緊急やむを得ない場合を除く身体拘束等の禁止、記録、委員会・指針・研修の措置を定めています。
問2	1	障害者虐待防止法第2条は、正当な理由なく障害者の身体を拘束することを身体的虐待に含めています。3要件を満たさない身体拘束は、通報義務の対象です。
問3	1	組織による決定、個別支援計画への記載、本人・家族への十分な説明、行政への相談・報告、記録が手続きです。計画への記載は、介護保険にはない障害福祉固有の手続きです。
問4	2	減算は事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、利用者全員に適用されます。令和6年4月から、施設・居住系は所定単位数の10%、訪問・通所系は1%です。
問5	2	同意は3要件の代わりになりません。やむを得ず行うたびに個別に説明し、個別支援計画の変更として同意を得て記録します。

振り返り 自事業所で「押さえる」「施錠する」場面を1つ挙げ、3要件（切迫性・非代替性・一時性）のどれを確認すべきかを1行で書いて提出してください。

参加記録欄 | 研修記録として保存（実施日・内容・受講者）

研修名	身体拘束等の適正化研修（根拠・該当行為・3要件と手続き・記録・委員会と指針・減算・同意・児童分野） ☐ 年1回の定期研修 ☐ 新規採用時研修 ☐ 虐待防止研修と合同		
実施日時	年 月 日（ ） : ~ :	講師	
会場・形式	☐ 集合研修 ☐ オンライン ☐ 動画視聴（個別）	管理者確認	署名：

No.	氏名（署名）	職種	No.	氏名（署名）	職種
1			12		
2			13		
3			14		
4			15		
5			16		
6			17		
7			18		
8			19		
9			20		
10			21		
11			22		

欠席者のフォロー（資料配布・動画視聴・確認テスト提出の日付）：_____

出典（一次情報）

本資料は、e介護With「障害福祉の身体拘束適正化 | 3要件・記録・委員会・研修と減算10%・1%」（2026年10月）の要点をスライド化したものです。本文で参照した一次情報は次のとおりです（2026年10月時点）。

- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第35条の2・第75条（e-Gov法令検索）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000100171>
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第44条（e-Gov法令検索）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/424M60000100015>
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条（e-Gov法令検索）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC10000000079>
- 厚生労働省・こども家庭庁：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（身体拘束廃止未実施減算の見直し）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>
- 厚生労働省 障害保健福祉部：身体的拘束等の適正化の推進（虐待防止専門官資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001299454.pdf>
- 厚生労働省：介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月・同意の考え方の参照）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf>
- 神奈川県：障害者支援施設の身体拘束ゼロに向けて（身体拘束に該当する行為6例・3要件）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/sintaikousokuzero.html>
- 京都市：身体拘束等の適正化に係る解釈通知の抜粋（委員会・指針・研修）
https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000294/294472/besshi2_shintaikousokutekiseika.pdf
- 岡山市：身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化・身体拘束廃止未実施減算について（令和4年4月義務化）
<https://www.city.okayama.jp/cmsfiles/contents/0000035/35572/202209sin.pdf>
- 仙台市：よくある指摘事項 事例集（令和6年6月・身体拘束の手続きと減算10%・1%）
<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/documents/siryou6-2-10-1.pdf>
- 島根県：身体拘束廃止未実施減算について／枚方市：所定単位数算定について（減算期間・改善計画・3月後の報告）／港区：減算の要件について（障害児通所支援事業所向け）
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/shintaikousokuhaishi_mijisshigensan.html ／ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000049/49173/ziD-4.pdf> ／ <https://www.city.minato.tokyo.jp/documents/102208/kousoku-haishi-r05.pdf>

発行：e介護With 編集部（sotte株式会社） 作成：2026年10月 ※本資料の無断転載・改変はご遠慮ください。事業所内研修での投影・配布は自由です。報酬改定・通知の改正があった場合は、e介護With の記事ページで最新版を配布します。